

週刊WEB

# 企業経営

マガジン

2016  
477  
5/17

ネット  
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2016年5月13日号

## 米国個人消費の動向

～消費を取り巻く環境は良好も、所得対比で伸び悩み

経済・金融フラッシュ 2016年5月13日号

## 景気ウォッチャー調査(16年4月)

～円高・株安に加え、熊本地震の影響で2014年11月  
以来の低水準

経営  
TOPICS

統計調査資料

景気動向指数平成28年3月分(速報)

経営情報  
レポート

金融革命となるか？

フィンテックをめぐる動向

経営  
データ  
ベース

ジャンル: 労務管理 サブジャンル: 労働基準監督署の調査対応

残業代支払いへの事前対策とは  
労働基準監督署への届け出事項の確認

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行: 税理士法人日下事務所

# 米国個人消費の動向

## ～消費を取り巻く環境は良好も、所得対比で伸び悩み

### 要旨

1 米実質個人消費支出は、16年1-3月期が前期比年率+1.9%に留まり、実質可処分所得の伸び(+2.9%)を下回るなど、期待外れの結果に終わった。個人消費は、15年4-6月期の+3.6%をピークに低下基調が持続しており、消費主導の米景気回復持続の可能性について疑問が生じている。

2 個人消費は、サービス消費が底堅く推移する一方、財消費の伸びが鈍化しており、とくにこれまで好調であった自動車関連が2期連続でマイナスとなるなど、自動車販売に陰りがみられている。

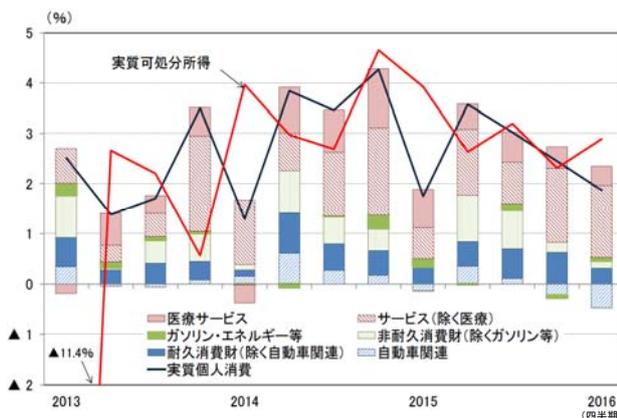
トの改善、(3) ガソリン安等、消費に追い風となっている状況に大きな変化はなく、個人消費が実力を発揮できない要因として、昨年半ば以降株式市場が頭打ちとなる中で消費マインドの改善基調が一般している影響が考えられる。

### 消費者センチメントおよび米株価指数



(注) ミシガン大学は1966年1-3月期=100、  
カンファレンスボードは1985年=100  
(資料) ミシガン大学、カンファレンスボード、NYSEより  
ニッセイ基礎研究所作成

### 個人消費支出（主要項目別） および可処分所得



(注) 実質ベース、季節調整済系列の前期比年率  
(資料) BEAよりニッセイ基礎研究所作成

3 一方、個人消費を取り巻く環境は、(1) 労働市場の回復、(2) 家計バランスシ-

4 もっとも、消費者センチメントのうち家計の財政状況に対する見通しは引き続き改善基調が持続しているほか、大型耐久消費財や自動車の購入意欲も高水準が維持されている。さらに、自動車販売については金融危機に伴うペントアップ需要が今後も期待できることから、株式市場の安定に伴い所得対比で個人消費は再加速しよう。

# 景気ウォッチャー調査(16年4月) ～円高・株安に加え、熊本地震の影響で 2014年11月以来の低水準

## 要旨

### 1 景気の状態判断DI:2014年11月以来の低水準

5月12日に内閣府から公表された16年4月の景気ウォッチャー調査によると、景気の状態判断DIは43.5(前月:45.4)と2ヵ月ぶりに悪化し、2014年11月以来の低水準となった。参考系列として公表されている季節調整値も40.0と前月から▲1.6ポイント低下するなど、景況感は年明け以降悪化基調を強めている。

4月調査では引続きインバウンド需要が景況感の改善要因となる一方で、中国の景気減速や株安・円高に加え、熊本地震によるマインド面の下押しも加わった格好だ。調査期間が4月25日から月末であるため、4月14日に発生した熊本地震の影響が色濃く反映される結果となった。家計動向関連は株安、円高による消費者マインドの抑制もあり小売関連を中心に弱さがみられ、企業動向関連は年初から悪化基調が続いている。

### 2 円高・株安に加え、熊本地震の影響でマインドは一段と悪化

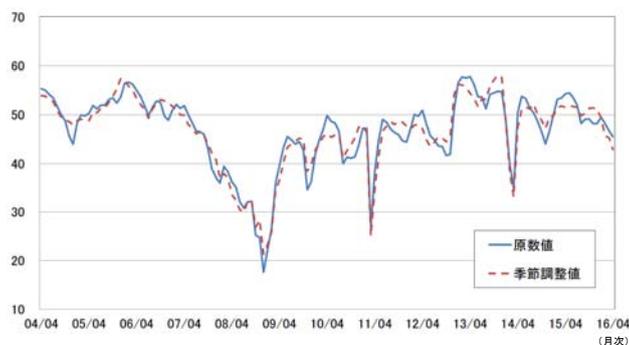
現状判断DIの内訳をみると、家計動向関連(前月差▲2.1ポイント)、企業動向関連(同▲1.5ポイント)、雇用関連(同▲1.9ポイント)のいずれも前月から悪

化した。家計動向関連では、住宅関連(前月差1.9ポイント)が前月から改善したものの、小売関連(同▲1.7ポイント)、飲食関連(同▲2.5ポイント)、サービス関連(同▲3.6ポイント)が悪化したため、全体では前月の水準を下回った。

### 3 先行きは3ヵ月連続の悪化、停滞色が強まる

先行き判断DIは45.5(前月差▲1.2ポイント)と3ヵ月連続で悪化した。参考系列として公表されている季節調整値は42.9と前月から▲2.4ポイントの悪化となった。先行き判断DIの内訳をみると、家計動向関連が前月差▲1.1ポイント、企業動向関連が同▲1.1ポイント、雇用関連が同▲2.1ポイントとなった。

景気の先行き判断DI



(資料) 内閣府「景気ウォッチャー調査」

# 景気動向指数 平成28年3月分(速報)

## 1 概況

1 3月のC I（速報値・平成22(2010)年=100）は、先行指数：98.4、一致指数：111.2、遅行指数：112.0となった<sup>(注)</sup>。

先行指数は、前月と比較して0.5ポイント下降し、2か月連続の下降となった。3か月後方移動平均は0.70ポイント下降し、9か月連続の下降となった。7か月後方移動平均は0.76ポイント下降し、8か月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して0.5ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。3か月後方移動平均は0.17ポイント上昇し、5か月ぶりの上昇となった。7か月後方移動平均は0.10ポイント下降し、5か月連続の下降となった。

遅行指数は、前月と比較して1.8ポイント下降し、3か月連続の下降となった。3か月後方移動平均は1.10ポイント下降し、3か月連続の下降となった。7か月後方移動平均は0.40ポイント下降し、3か月連続の下降となった。

## 2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、足踏みを示している。

## 3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C1：生産指数(鉱工業)	0.36	C7：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	-0.24
C2：鉱工業用生産財出荷指数	0.30	C9：中小企業出荷指数(製造業)	-0.22
C5：投資財出荷指数(除輸送機械)	0.28	C6：商業販売額(小売業)(前年同月比)	-0.18
C10：有効求人倍率(除学卒)	0.13	C3：耐久消費財出荷指数	-0.04
C8：営業利益(全産業)	0.07		
C4：所定外労働時間指数(調査産業計)	0.02		

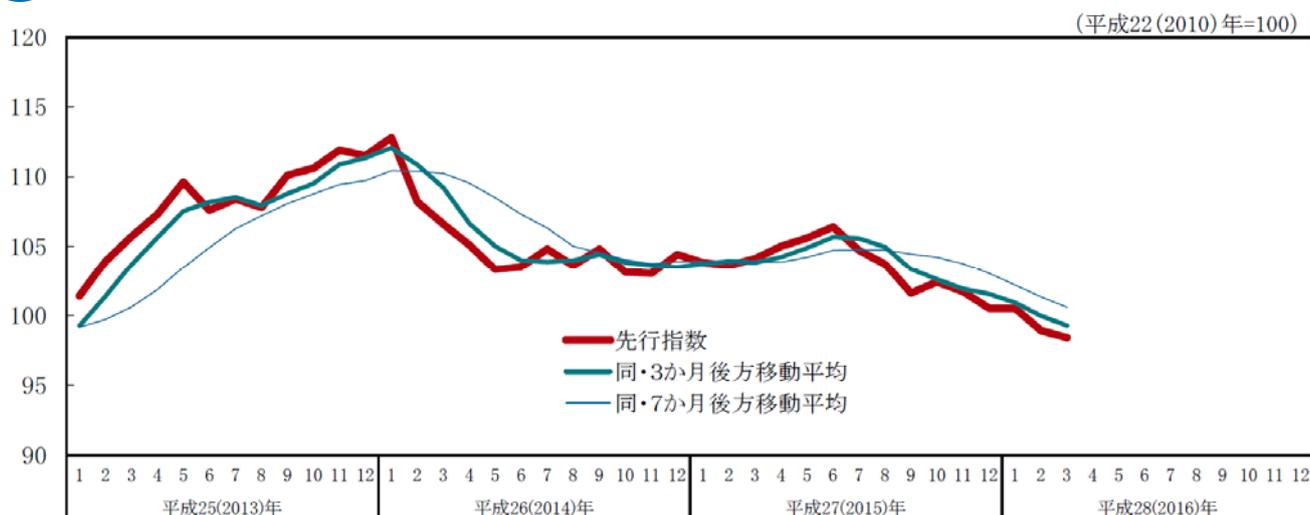
「C4 所定外労働時間指数(調査産業計)」「C8 営業利益(全産業)」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

(注) 公表日の3営業日前(平成28(2016)年5月6日(金))までに公表された値を用いて算出した。

## 2 速報資料

### 1 CI先行指数の動向

#### 1 先行指数の推移



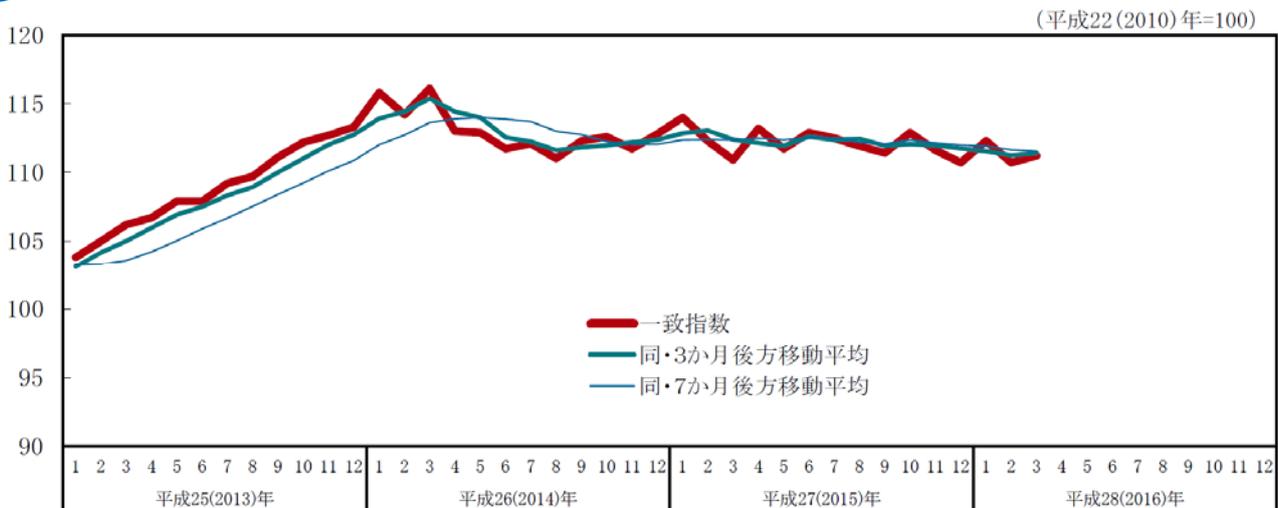
#### 2 先行指数採用系列の寄与度

		平成27(2015)年			平成28(2016)年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
C I 先行指数	前月差(ポイント)	102.4	101.7	100.5	100.5	98.9	98.4
	寄与度	0.8	-0.7	-1.2	0.0	-1.6	-0.5
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-2.7	3.6	-0.1	-1.4	-3.7	7.4
	寄与度(逆サイクル)	0.26	-0.36	0.01	0.14	0.39	-0.68
L2 鉱工業用生産財在庫率指数	前月差	-1.9	1.8	1.5	0.5	0.5	1.3
	寄与度(逆サイクル)	0.27	-0.19	-0.15	-0.03	-0.03	-0.17
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	3.3	0.6	0.9	-1.0	1.7	-6.7
	寄与度	0.31	0.00	0.03	-0.21	0.14	-0.77
L4 実質機械受注(製造業)	前月比伸び率(%)	6.0	-6.8	-2.7	41.8	-30.7	
	寄与度	0.18	-0.23	-0.09	0.71	-0.68	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	-3.8	3.0	-3.9	1.5	10.7	3.3
	寄与度	-0.24	0.17	-0.24	0.09	0.61	0.20
L6 消費者態度指数	前月差	0.3	0.7	-0.1	0.4	-2.4	2.0
	寄与度	0.09	0.23	-0.07	0.13	-0.82	0.74
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	-0.6	-1.1	-1.5	-3.0	-0.6	0.7
	寄与度	-0.12	-0.23	-0.29	-0.54	-0.10	0.22
L8 マネースtock(M2)(前年同月比)	前月差	-0.1	-0.4	-0.2	0.1	0.0	0.0
	寄与度	-0.10	-0.34	-0.18	0.08	-0.01	-0.01
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	3.5	5.1	-2.0	-9.0	-6.2	2.5
	寄与度	0.13	0.21	-0.16	-0.60	-0.41	0.12
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	-0.08	-0.14	-0.11			
	寄与度	-0.10	-0.17	-0.13			
L11 中小企業売上げ見通しDI	前月差	0.9	3.1	1.4	1.9	-10.1	-3.5
	寄与度	0.03	0.17	0.06	0.10	-0.68	-0.26
一致指数トレンド成分	寄与度	0.09	0.04	0.03	0.05	0.01	0.14
3か月後方移動平均	前月差(ポイント)	102.6	101.9	101.5	100.9	100.0	99.3
	寄与度	-0.76	-0.67	-0.37	-0.63	-0.93	-0.70
7か月後方移動平均	前月差(ポイント)	104.2	103.7	103.0	102.2	101.3	100.6
	寄与度	-0.24	-0.47	-0.73	-0.84	-0.83	-0.76

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業用生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、C I 先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

## 2 CI一致指数の動向

### 1 一致指数の推移



### 2 一致指数採用系列の寄与度

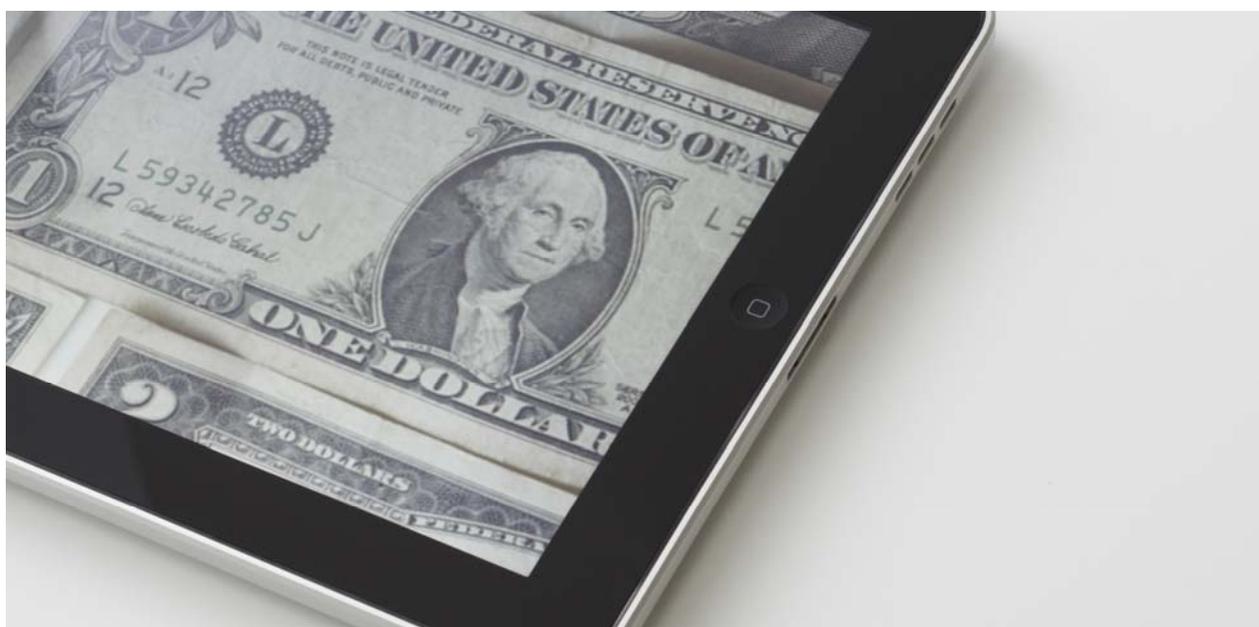
		平成27(2015)年			平成28(2016)年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
CI一致指数	前月差(ポイント)	112.9	111.6	110.7	112.3	110.7	111.2
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	1.5	-1.3	-0.9	1.6	-1.6	0.5
	寄与度	0.16	-0.15	-0.16	0.36	-0.44	0.36
C2 鉱工業用生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	1.6	-1.5	-2.0	2.3	-5.4	1.8
	寄与度	0.22	-0.21	-0.28	0.34	-0.45	0.30
C3 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	5.7	-4.0	-0.9	3.4	-6.9	-0.5
	寄与度	0.36	-0.28	-0.06	0.24	-0.53	-0.04
C4 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	-0.7	0.8	-1.5	-1.7	1.2	
	寄与度	-0.12	0.14	-0.26	-0.15	0.21	0.02
C5 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	1.0	-1.6	-2.0	3.9	-7.2	2.4
	寄与度	0.10	-0.15	-0.19	0.40	-0.60	0.28
C6 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	1.9	-2.9	0.0	0.9	0.6	-1.5
	寄与度	0.18	-0.28	0.00	0.10	0.06	-0.18
C7 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	1.1	-0.4	-1.7	-2.3	2.2	-2.8
	寄与度	0.07	-0.03	-0.12	-0.18	0.16	-0.24
C8 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	0.4	0.4	0.4			
	寄与度	0.04	0.04	0.04	0.06	0.06	0.07
C9 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	3.1	-3.1	1.1	2.8	0.3	-1.2
	寄与度	0.41	-0.43	0.16	0.42	0.05	-0.22
C10 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.02	0.01	0.01	0.00	0.02
	寄与度	-0.01	0.11	-0.01	-0.01	-0.15	0.13
3か月後方移動平均	前月差(ポイント)	112.1	112.0	111.7	111.5	111.2	111.4
	前月差(ポイント)	0.14	-0.10	-0.24	-0.20	-0.30	0.17
7か月後方移動平均	前月差(ポイント)	112.4	112.1	112.0	111.9	111.6	111.5
	前月差(ポイント)	0.29	-0.23	-0.14	-0.09	-0.26	-0.10

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60か月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

# 金融革命となるか？ フィンテックをめぐる動向

## ポイント

- 1 金融業界を揺るがすフィンテック
- 2 フィンテックのサービス分類と事例
- 3 新たな金融サービスが及ぼす影響
- 4 新しい金融サービスの浸透と今後の課題



### ■参考文献

- 『週刊エコノミスト』2015年12月15日号  
『日経ビジネス』2015年12月14日号  
『FinTech 革命』（日経BP社）  
『ICT 基盤に関する国際比較調査（総務省）』2011年度

# 1 金融業界を揺るがすフィンテック

## ■ ITによる金融サービスとして注目されているフィンテック

ITを使った「フィンテック」と呼ばれる新しい金融サービスが生まれています。

フィンテックとは、「ファイナンス・テクノロジー」の略語であり、もとはファイナンス (Finance) とテクノロジー (Technology) の2つを併せた造語です。これまで金融機関が担ってきた決済や資産運用、融資といったお金にまつわるサービスが、インターネット環境の普及や新たな企業の参入等にもなう技術の発展を受けて、さらに使いやすくなることが期待されています。

## ■ フィンテック企業が掲げる理念

フィンテックは、従来の金融業界では考えられなかった利便性を生み出し、金融機関にとって大きな脅威となっています。こうしたフィンテック企業の目的は、既存の金融機関のサービスが届かない人や企業に金融サービスを提供することにより、新たなビジネスチャンスを生み出すことです。

フィンテック企業と金融機関をめぐる関係は、流通業界等でも見られたネットビジネスと店舗との競争と同じ構図になっています。今後は、金融業界も対面営業のメリットを押し出していくか、フィンテック企業と連携を行いながら、現在の顧客に対してより良いサービスを行っていくのかなどの対策を選択し、実施する必要があるでしょう。

## ■ 金融の各事業領域に与えるインパクト

野村資本市場研究所は、フィンテックによる既存の金融事業領域への影響を、5つの類型に分けてまとめています。この類型では、決済や融資、投資と言った既存のビジネスの各領域において、それぞれの影響度合いに応じた分類がされています。

現在の金融事業を支援するといったレベルのサービスから、変革や代替、新たな金融仲介となりうるものまで、フィンテックの事業領域が金融事業へ影響を与えることを示しています。

そして、5類型の中で最も影響があるものとして、ブロックチェーン技術が挙げられています。金融取引のすべてを記録した帳簿の作成・維持が、低コスト、かつ集中管理する機関を用いずに可能となるため、その取引インフラが根本から変わってしまう可能性があります。

フィンテック分野への投資は世界中で勢いを増していますが、日本は遅れを取っています。国ごとの投資額では、米国の98億8700万ドル、英国の6億2300万ドルに対して、日本は5400万ドルにとどまります。

要因としては日本の金融事業における規制によるものが大きいと考えられます。

## 2 フィンテックのサービス分類と事例

フィンテックのサービス事例にはどのようなものがあるでしょうか。

2015年8月11日の日経産業新聞では、従来の金融サービスに革新をもたらすサービスを、以下のような分類で紹介しています。

分類	概要
① モバイル技術要素に関するもの	デジタルウォレット(モバイル端末での支払い、カード決済)、P2Mペイメント(銀行口座を介さない個人間決済)
	PFM(家計簿等個人資産管理)
	ウェアラブル技術による認証
	金融サービスアプリの開発をオープン化するオープンバンク
② ビッグデータ、クラウドを活用したサービス	顧客情報分析に基づくマーケティング、顧客サービス提供等のオペレーティングモデル
	人工知能(AI)技術を用いた顧客対応やロボット対応
	PIVAS(購入履歴の分析に基づくクーポン等特典提供サービス)
	アルゴリズムトレードやマーケット、企業分析等の投資情報の提供を含むデジタルウェルスマネジメント
③ ソーシャル/クラウド	仮想通貨(管理が世界に分散されたソーシャル)
	交流サイト(SNS)などソーシャルな情報に基づく投資判断支援
	銀行を介さない個人間の為替等通貨交換
	一般から投融資を募るサービス
	ゲームと実社会を融合し、ゲーム要素を利用して顧客誘致などを行うサービス

分類のキーワードとしては、「モバイル、ビッグデータ、クラウド、ソーシャル」といった、インターネット業界の用語が挙げられています。また決済や個人資産のみならず、お金に関する幅広い面で新たなサービスが生まれてきています。

メジャーなサービスの例としては、以下のようなものがあります。

- モバイル決算サービス

スマートフォンやタブレット端末をクレジットカードの決済端末にするサービス

- クラウドファンディング

事業内容に魅力を感じた人から、インターネットで出資金を集めるサービス

- EC(電子商取引)事業者による融資審査

ビッグデータから融資に必要なデータを瞬時に分析し、的確な判断を行うサービス

## 3 新たな金融サービスが及ぼす影響

### ■ フィンテックが金融業界に及ぼす影響

フィンテックをめぐる動向は、既存の金融機関に対してどのような影響があるのでしょうか。

各種報道や分析によれば、金融業界に大きな影響があることは否定できません。アメリカのコンサルティング会社マッキンゼーは、2015年9月に発表した「グローバルバンキング・アニュアルレビュー」でフィンテックが金融機関の利益を大きく減少させるとの分析を発表しました。今後10年間でフィンテックによって銀行の利益が60%減少し、売上げが40%減少すると予測しています。また、送金、中小企業への貸し出し、および資産管理の分野では、利益が10%から35%減少すると予測しています。

過去には、インターネットという新しい技術の発展により、消費者が店舗に行かずにウェブ上でショッピングを行うことが可能になり、いくつかの商品分野においてウェブショップが従来の店舗型ショップに取って代わりました。フィンテックの発展において、既存の金融業界にこのような大きな変化をもたらされるのでしょうか。

金融業界は、銀行がすでに社会的なインフラとして大きな影響力を持っており、またさまざまな業界規制があり自由に参入することができない業界です。さらに、銀行自らがフィンテックに相当する新しい技術開発を進めていく可能性もあります。実際、欧米の金融機関は新しい動きに対応するためベンチャー企業等への出資・買収などを行っています。人の思考や生活習慣までを大きく変えたインターネット程の変化は生じないとしても、フィンテックの技術革新は、閉鎖的であった金融分野の新たな事業として業界を変動させる期待が持たれています。

### ■ 金融業界の規制緩和と事業提携

現在の日本では、金融事業を行うための許認可に免許制や登録制など複数の規制が混在しており、金融サービスの横断的な提供を妨げています。欧州では、欧州連合（EU）が銀行や電子マネー事業者、決済サービス事業者を対象とした「EU決済サービス指令」という共通の規制を設けて新しい金融事業を柔軟に提供できるようにしており、日本国内でも同様なルール作りを検討しています。

金融庁の佐藤参事官は、2015年12月8日、日経BPイノベーションICT研究所が主催した「金融ITイノベーションフォーラム 2015」の基調講演で、この法規制の見直しについて、「ITと金融業界の新しい挑戦を継続的にサポートしていく」と語っています。ただしサポートとは、規制緩和のことだけを指すわけではなく、暗号通貨など「最低限のルールや財務規制があった方が利用者の信頼につながり、イノベーションが進む面もある」とし、同時にしっかりと見極めを行っていくという方向性を示しています。

## 4 新しい金融サービスの浸透と今後の課題

### ■ 技術革新が引き起こす今後の課題

フィンテックという新しい金融サービスの登場により、消費者の金融のサービス選択や受益の機会が増していますが、一方で技術革新のスピードがあまりにめまぐるしいため、関連する法規制等整備の面で以下のような課題が残されています。

- 金融業界への規制
- ITリテラシーの向上
- セキュリティの確保
- 事業提携における壁

### ■ フィンテックが広まることによる金融機関の将来像

フィンテックによる金融サービスが世の中に広まることによって、金融機関が今後どうなっていくのかを想定した内容が、アクセンチュア社の「フィンテックと銀行の将来像」に記載されています。これによれば、大きく以下2つのシナリオが想定されています。

#### (1) デジタル革命による破壊

新規参入企業との競争や業界規制、イノベーションに対する顧客からのニーズに対応できず、フィンテック企業もたらすビジネスモデルに取って代われ、既存の金融機関によるサービスが最小限に縮小するシナリオです。

#### (2) デジタル革命による再構築

金融イノベーションの浸透により、顧客の暮らしを良くすることに焦点が向けられます。また関連する企業との提携をすることにより、顧客満足以上の価値を提供する方法を習得してきます。金融機関が自らの強みを活かしながら、イノベーションを取り込むことで、新たな価値を創造できるようになります。

フィンテックによる影響は確実に既存の金融機関にも表れており、これまでと同じビジネスモデルでは対応できなくなっています。21世紀初頭のIT革命の際には、インターネットによる情報網や顧客の思考の大きな変化により、対応できない企業の淘汰や合併が進みました。反対に、我々の生活は、インターネットの普及による情報処理速度の向上や処理量の拡大、また場所を問わずに用事を済ませることが出来るようになったことなどから生活スタイルが大きく変わりました。

フィンテックによる金融業界への影響においても、市場における新たなビジネスモデルに対応できる企業と、対応できずに淘汰される企業の二極化が進むとともに、消費者にとってよりサービス選択の幅が広がるといった生活の利便性が享受できるようになるでしょう。

# 経営データベース ①

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 労働基準監督署の調査対応



## 残業代支払いへの事前対策とは

労働基準監督署に指摘される内容として、労働時間が最も多いと聞きましたが、特に残業代の支払いへの備えとして取るべき対策はありますか？



### (1) タイムカード・出勤簿の管理

会社は適正な労働時間管理を行い、従業員の労働時間を把握しなければなりません。賃金不払い残業が長時間・過重労働の温床となっていることから、労働基準監督署が特に取り締まりを強化しています。

労働時間管理は、出勤簿（タイムカード）により行われますが、出勤日のみ印鑑でついたような出勤簿では、適正な労働時間管理ができていないといえません。始業および終業時刻の記入は必ず必要です。始業および終業時刻については、使用者が自ら確認するか、タイムカード、ICカード等による客観的な記録による必要があります。

タイムカードを導入している事業場においては、始業および終業時刻の記録が、残業代の計算に適正に反映されているかのチェックを受けます。実際には業務命令でなく、同僚と遅くまで残っていただけというケースもあるでしょうから、タイムカードの管理は徹底すべきです。

このようなことを防ぐためには、労働時間や賃金などの労働条件や服務規律などをはっきりと定め、労働者に明確に周知するために、就業規則にこれらのことを文書にして定めておくといでしょう。

### (2) 残業代の計算方法の適正化

時間外手当の計算方法で、基礎となる時間単価の算出方法について誤っているケースがよくあります。代表的なものとして、各種手当を含まず基本給のみを算出の基礎としているケースです。

時間外手当の基礎となる時間単価の計算に含まなくてもよい手当は、以下の通りです。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ①家族手当                | ⑤子女教育手当              |
| ②通勤手当                | ⑥臨時に支払われた賃金          |
| ③住宅手当（一律に支給されるものは含む） | ⑦1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金 |
| ④別居手当                |                      |

考え方として、皆勤手当や役職手当、資格手当などと異なり、社員の能力や労働とあまり関係のない手当は含めなくてよいことになっています。

## 経営データベース ②

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 労働基準監督署の調査対応



### 労働基準監督署への届け出事項の確認

「就業規則」、「三六協定」等、労働基準監督署に届け出する事項について教えてください。



#### (1) 就業規則の届け出

就業規則は、労働基準法（以下、労基法）第89条において、常時10名以上の労働者を使用する使用者に作成義務および所轄労働基準監督署への届出義務が課されています。

また、労基法や育児介護休業法、高齢者雇用安定法、男女雇用機会均等法などの改正がこのところ続いています。これら改正に対応し、その都度従業員代表の意見を聴取した上で、所轄労働基準監督署に提出しなければ、それぞれの法律に抵触する可能性が高いため、コンプライアンス上の問題が発生します。つまり、一度就業規則を作成し、その時に届出したということをもって、労基法を遵守しているということにはならないことに注意が必要です。

#### (2) 三六協定の届け出

三六協定とは、時間外労働・休日労働に関する協定のことであり、当該協定を締結し所轄労働基準監督署に届け出ること、本来労基法第32条で禁止されている法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働することを認めるものです（労基法第36条第1項）。従って、逆説的に言えば、三六協定の締結および届出がなされていない場合は、残業した時点で労基法違反となるということになります。監督署による調査（臨検）の際には、ほぼ間違いなくチェックされるものとの認識が必要です。

#### 【三六協定において必要な協定事項】

- |                                     |                               |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由               | ④ 1日について延長することができる時間          |
| ② 時間外労働をさせる必要のある業務の種類               | ⑤ 1日を超える一定の期間について延長することができる時間 |
| ③ 時間外労働をさせる必要のある労働者の数<br>(満18歳以上の者) |                               |

#### (3) 安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法（以下、安衛法）では、その第3章において安全衛生管理体制の整備について規定しています。これは、労働災害を防止するには会社として「責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる（安衛法第1条抜粋）」必要があるがゆえの規定となっています。